

## 寒河江市社会福祉協議会 地域福祉推進交付金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、寒河江市民の地域福祉活動を一層推進するために交付する地域福祉推進交付金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (交 付)

第2条 地域福祉推進交付金は、地域福祉推進員を選任し、住民相互の見守りや支え合いなど、地域福祉の活動を実施している町会等に対して交付する。

### (交付金の申請)

第3条 交付金を受けようとする町会等は、地域福祉推進交付金申請書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があった場合は、その内容を確認し速やかに交付金を交付するものとする。

### (活動の記録と管理)

第4条 交付金を受けた町会等の長は、住民相互の見守りや支え合い等の活動状況について、適切に記録し、これを保管するものとする。

2 前項の記録については、会長から求めがあった場合に限り、提出するものとする。

### (交付金の額)

第5条 交付金の額は、別表により算定した額とする。

### (委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

### 別 表

区 分	交 付 基 準
交付金の額	各町会の前年度の社協会費納入件数に120円を乗じて得た額とする。 ただし、25世帯未満の町会等の場合は、一律3,000円とする。